海外へのコメ・コメ加工品輸出に必要な認証取得等経費支援について

　　コメ・コメ加工品を輸出する際の取引条件等として、海外実需者からグローバルＧＡＰ等の国際認証等の取得を求められる場合がある。このため、戦略的輸出事業者又は戦略的輸出基地（以下「ＫＫＰ事業者」という。）が輸出拡大に取り組む際に必要となる認証取得等に取り組むための経費を下記のとおり支援する。

記

１　補助対象の取組

　　ＫＫＰ事業者が主体となって取り組む、コメ・コメ加工品の輸出のために必要な、グローバルＧＡＰ等の海外実需者が求める認証等を取得するための取組

２　補助対象経費

　 ＫＫＰ事業者がコメ・コメ加工品の輸出拡大のための商流構築に際して必要となるグローバルＧＡＰ等の海外実需者が求める認証等を取得するためのコンサルタント経費、研修会参加費用、認証取得費用等を支援する。

※　補助対象経費：役務費、委託費、その他経費（ただし、各種認証の更新等に要する費用は補助対象外とする。）

３　補助率

　　２分の１以内

４　実施計画申請手続

　コメ・コメ加工品規制対応事業実施要領第８に基づき、あらかじめ輸出拡大計画を全米輸に提出した上で（※）、海外へのコメ・コメ加工品輸出に必要な認証取得等経費支援事業実施計画書（様式１）（認証取得の内容、実施時期、経費内訳（委託先の見積明細書等を添付）））を作成し、令和７年１月31日までに一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（以下「全米輸」という。）へ申請するものとする。ただし、令和７年３月31日までに取組が終了する必要があることに留意すること。

※新たな国・地域向けの輸出に係る取組について、本事業による支援を受けようとするときは、輸出拡大計画の申請は要さないものとする。

全米輸にて審査の上、必要と認められる場合には全米輸が実施計画を承認するものとする。

なお、実施計画を変更する必要が生じた場合は、速やかに全米輸に連絡するとともに、海外へのコメ・コメ加工品輸出に必要な認証取得等経費支援事業実施計画書（様式１）により計画変更の申請を行うものとする。

５　実施報告及び支払申請手続

コメ・コメ加工品規制対応事業実施要領第８の８に基づき、事業完了後速やかに実施報告を行うとともに、事業完了分の支払いを受けようとするときは、「実施報告書及び支払申請書」又は「実施報告書」の提出を行うものとする。

なお、提出に当たっては、認証取得の対応内容、実施時期、委託先からの報告書等を添付するものとする。また、「実施報告書及び支払申請書」の提出に当たっては、支払申請書添付資料（別添１）、領収書添付台紙（別添２）を添付するものとする。

６　事業遅延の届出

ＫＫＰ事業者は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は、補助事業の遂行が困難となった理由を速やかに全米輸に届け出なければならない。

７　その他

ＫＫＰ事業者は、本事業の活用により支援を受けて行う取組のためのコメ・コメ加工品の輸出に当たり輸出先国の植物検疫や食品衛生に係る規制に関係する可能性のある問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

また、本事業の活用により支援を受けるＫＫＰ事業者は、支援を受けることとなる取組の内容にかかわらず、上記問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、情報提供を行うこととする。

なお、当該情報提供を行ったことをもって、全米輸及び農林水産省が当該問題を解決することを約束するものではないことに留意すること。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】  一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会  　事務局　仲地、伊藤  E-mail:jimukyoku@zenbeiyu.or.jp TEL:０３－５６４３－１７２０ |